

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	子育て支援課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第4条及び別表第2の20、21	八戸市ひとり親家庭等医療給付費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの 八戸市乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	紙	随時
2	生活福祉課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第4条及び別表第2の24	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	紙	随時